

新旧対照表

改正案

現行

茨城県感染症発生動向調査事業実施要項

茨城県感染症発生動向調査事業実施要項

第1 (略)

第1 (略)

第2 (略)

第2 (略)

第3 (略)

第3 (略)

第4 実施主体  
実施主体は茨城県とする。

第4 実施主体  
実施主体は茨城県とする。

第5 (略)

第5 (略)

第6 事業内容

第6 事業内容

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第3の(73)及び(83))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(第3の(73)及び(83))、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(以下、「届出基準等通知」という。)に基づき診断した場合は、届出基準等通知別記様式を用いて、診断後直ちに原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(以下、「届出基準等通知」という。)に基づき診断した場合は、届出基準等通知別記様式を用いて、診断後直ちに原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。

なお、保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合は、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、(別記様式)「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票(病原体)」(以下、「検査票」という。)を添付して管轄する保健所に送付する。

なお、保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合は、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、(別記様式)「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票(病原体)」(以下、「検査票」という。)を添付して管轄する保健所に送付する。

イ～オ (略)

イ～オ (略)

2 全数把握の五類感染症 (第3の(73)及び(83)を除く。)

2 全数把握の五類感染症

(1) 調査単位及び実施方法

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症(第3の(73)及び(83)を除く。)の患者等を診断した医師は、届出基準等通知別記様式を用いて、診断後7日以内に原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。

五類感染症(全数)の患者等を診断した医師は、届出基準等通知別記様式を用いて、診断後7日以内に原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。

なお、保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合は、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、検査票を添付して管轄する保健所に送付する。

なお、保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合は、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、検査票を添付して管轄する保健所に送付する。

イ 保健所

イ 保健所

(7) 上記アの届出を受けた保健所は、速やかに県感染症情報センターへ調査システムにより報告する。また、保健所は、第3の(63)、(65)、(66)、(68)から(70)まで、(76)、(78)から(82)又は(84)

(7) 上記アの届出を受けた保健所は、速やかに県感染症情報センターへ調査システムにより報告する。また、保健所は、第3の(63)、(65)、(66)、(68)から(70)まで、(73)、(76)又は(78)から(84)ま

までの届出をした医師に対して、必要に応じて病原体情報又は病原体検査のための検体等（検査票添付）の提供を依頼するものとする。当該医師から検体等の提供があった場合は、衛生研究所へ検査を依頼し、検体等を搬送するとともに、衛生研究所から検査結果の通知があったときは、速やかに検体の提供があった医師へ通知する。

(イ) (略)

ウ～エ (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第7 (略)

第8 (略)

附則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成14年11月1日から施行する。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年5月12日から施行する。

附則

この要項は、平成23年2月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年3月4日から施行する。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年5月6日から施行する。

附則

この要項は、平成25年10月14日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

での届出をした医師に対して、必要に応じて病原体情報又は病原体検査のための検体等（検査票添付）の提供を依頼するものとする。当該医師から検体等の提供があった場合は、衛生研究所へ検査を依頼し、検体等を搬送するとともに、衛生研究所から検査結果の通知があったときは、速やかに検体の提供があった医師へ通知する。

(イ) (略)

ウ～エ (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第7 (略)

第8 (略)

附則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成14年11月1日から施行する。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年5月12日から施行する。

附則

この要項は、平成23年2月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年3月4日から施行する。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年5月6日から施行する。

附則

この要項は、平成25年10月14日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成 26 年 7 月 26 日から施行する。

附則

この要項は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

附則

この要項は、平成 26 年 7 月 26 日から施行する。

附則

この要項は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。